

# 令和6年度広島県職場環境実態調査に関するQ&A（回答）

## A. 職場環境実態調査とは

### A-1 職場環境実態調査とはどのような調査なのか。

この調査は、広島県内の事業所における職場環境の実態を継続的に把握し、男女がともに働きやすい環境の整備等の関連施策を効果的に実施するため、毎年度実施しています。

### A-2 職場環境実態調査はどんなことを調べるのか。

女性の就業環境、ワークライフバランス（育児介護休業等）、働き方改革、ハラスメント対策、行政の要望など職場環境の実態について調査します。

### A-3 職場環境実態調査の結果はどのように利用されているのか。

職場環境実態調査の結果は、県ホームページに公表し、より効果的な行政施策を行うための基礎資料として利用しています。

### A-4 どうしても答えなければいけないのか。

義務ではありませんが、是非御協力をお願いします。

この調査は、県内事業所の職場環境の実態を把握し、施策等へ反映するために実施しています。趣旨を御理解いただき、御協力をお願いします。

### A-5 全ての質問項目に回答しなければいけないのか。

調査票1ページ目の太枠の必須項目に御記入の上、回答いただいた内容を、調査結果に反映させたいと思います。御記入いただける範囲で構いませんので、御協力をお願いします。

## B. 調査方法について

### B-1 調査対象はどのように選ばれるのですか。

広島県内の単独事業所と広島県内に本社と支社がある事業所の中から、統計的な方法によって無作為に抽出した県内2、500事業所に調査票をお送りしています。

具体的には、県内事業所の中から産業別・規模別の構成比で無作為に抽出した県内に事業所を置く常用労働者10人以上の事業所です。

### B-2 どのような回答方法がありますか。

回答方法は、紙の調査票による回答、又は電子申請システムによる回答をお選びいただけます。

1. 紙の調査票で回答する場合は下記のいずれかの方法により返送ください。

- 同封の返信用封筒（切手不要）で郵送
- F A X : 082-222-5521
- メール : syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp（データ容量は5MB以内でお願いします。）

2. 電子申請システムによる回答

- ① 調査票に記載のURLをネット上で手入力していただくか、調査票に記載のURL又は二次元コードから入っていただき、添付の調査票（エクセル）により回答をお願いします。
- ② 調査票の必須項目を入力の上、回答ください。
- ③ 入力制限時間は1時間のため、画面右側の「操作時間を延長する」を押すと3時間延長されます。

※ 不明な点がございましたら、電子申請システムHPの「FAQ」をご覧ください。下記へお問い合わせください。

●●●電子申請システム操作に関するお問合せ先（コールセンター）●●●  
【重要】手続き内容に関するお問い合わせには対応できません。  
固定電話：0120-464-119（フリーダイヤル）  
携帯電話：0570-041-001（有料）  
（平日 9：00から17：00 年末年始除く）  
F A X : 06-6455-3268  
E-mail : help-shinsei-hiroshima@apply.e-tumo.jp

### B-3 電子申請システム回答入力終了後、タイムアウトのエラーが表示されたが、制限時間はありますか。

電子申請システム回答入力の操作時間は、1時間経過するとタイムアウトとなり入力したデータが消えるため、画面右側に表示される「操作時間を延長する」を押すと3時間延長されます。

### B-4 電子申請システムトップページの「手続き一覧」に、「広島県職場環境実態調査」が掲載されていないのですが、調査票を出す方法を教えてください。

調査票をお送りしました事業所様に限り調査票を表示させることができるようにしているため、調査票1ページ目に記載のURLをネットに入力していただくか、携帯電話で二次元コードを読み取っていただき、添付の調査票（エクセル）をクリックし、パソコンに保存してください。

## C. プライバシーの保護について

### C-1 プライバシーは保護されるのですか。

この調査は、統計法に基づいて行われ、プライバシーは厳重に守られます。調査結果は、厳重に保管し、調査の目的以外で使用することはありません。

## D. 企業常用雇用者数について

### D-1 アルバイト・パートは企業常用雇用者数に含まれますか。

期間の定めなく雇用されており、一定の期間を定めていてもその雇用期間が反復更新され、事実上期間の定めなく雇用されているアルバイト・パートの方は企業常用雇用者数に含まれます。貴事業所から給与の支払いを受けていない派遣労働者や請負労働者は対象になりません。

### D-2 非常勤職員（会社に常にはいない。毎月の給料の支払いを受けている労働者）は企業常用雇用者数に含まれますか。

非常勤職員は、企業常用雇用者数に含まれます。

## E. 事業所の規模について

### E-1 従業員は9人だが回答しないといけないのですか。

事業所の規模が10人未満（1～9人）の場合、調査票1ページ目のみ記入の上、返送してください。

### E-2 シルバー人材センターなのだが、事業所の規模には会員の人数も含まれますか。

会員の人数は含まれません。職員の人数を記入して下さい。

### E-3 事業所の規模には役員は含まれますか。

常時勤務し、毎月給与の支払いを受けている役員は含まれます。役員報酬を受けている役員は含まれません。

### E-4 事業所の規模には外部から来ている出向者も含まれますか。

出向者は、事業所の規模に含まれません。

### E-5 市から派遣の職員は事業所の規模の人数に含まれますか。また、短期雇用の臨時職員は含まれますか。

貴事業所から給与の支払いを受けていない派遣労働者や請負労働者は含まれません。臨時職員については、一定の期間を定めていても雇用期間が反復更新される方については含まれます。

### E-6 事業所全体（又は県内全体）の人数の把握が難しい場合は、どのように記入すればよいですか。

事業所全体の人数の把握がどうしても難しい場合は、主要工場・主要事業所などを中心に、可能な範囲でできるだけ幅広く記入してください。

**E-7 従業員の中に、定年後の再雇用の者を1年契約（更新有）で雇用しているが、その者も事業所の規模に入れますか。**

一定期間の定めがあっても、雇用期間が反復更新されていれば、事業所の規模の人数に入れてください。

## **F. 廃業・吸収合併について**

**F-1 すでに廃業または吸収合併している場合はどのように回答すればよいですか。**

調査票1ページ目「事業所の名称」の欄に、旧事業所名を記入し、廃業・吸収合併した旨を記入してください。その上で、調査票1ページ目のみ記入の上、返送してください。

## **G. 調査票の送付先について**

**G-1 移転した会社宛（現住所の会社とは別会社）に調査票が届いている場合、消滅した子会社宛の調査票が親会社のところに来た場合、調査票はどのようにしたらよいですか。**

状況を確認させていただく必要があるため、調査票の入っている封筒の宛名を、雇用労働政策課までご連絡ください。

**G-2 調査票には広島県内の本社に発送していると書かれているが、本社は大阪でこちらは中四国を管轄している営業所だが、回答するべきですか。（県内に他に支所等はない）**

県外に本社がある場合は回答の必要はありません。

この調査は、2年前の「経済センサス活動調査」の情報（住所録）を元に発送しています。

そのため、2年前は県内に本社があったが、現在は県外に本社が移転している場合に、支社に届く可能性があります。

または、「経済センサス活動調査」で、実際は支所なのに本社と回答している場合に届く可能性があります。このような場合は、雇用労働政策課までご連絡の上、調査票は破棄してください。

**G-3 調査票がデイサービス宛のものと法人宛のもので2通届いたがどうすればよいかですか（どちらにしても法人の内容を記入するようになる。）。**

法人の内容を記入したもの1通を返送してください。

## **H. 事業所の形態について**

**H-1 持株会社の場合はどのように回答すればよいですか。**

持株会社そのものについて（主な事業ではなく）の状況を回答してください。

**H-2 グループ会社の場合はどのように回答すればよいですか。**

別の会社なので、関係ありません。御社そのものについての状況を回答してください。

**H-3 フランチャイズの場合はどのように回答すればよいですか。**

フランチャイズは、独立扱いしています。フランチャイズ店等に限って記入してください。

#### H-4 女性ばかりの職場ですが回答するべきですか。

回答可能な項目だけで構いませんので、回答をお願いします。

## I. 管理職について

#### I-1 保育園や学校では管理職は何にあたりますか。

保育園では園長や主任保育士、学校では校長や副校長、教頭が管理職にあたります。

#### I-2 スポーツ協会の施設長は管理職に含まれますか。

施設長は、管理職に含まれます。

#### I-3 「役員」とは。

会社の場合は、会社法に規定する役員（取締役、会計参与、監査役）、会社以外の場合は常時勤務し毎月役員報酬を受けている方のことです。

## J. 年次有給休暇について

#### J-1 年次有給休暇の項目について、人数・日数の把握が難しい（面倒）場合、どのように記入すればよいですか。

年休の取得率を出すことが目的のため、ご面倒とは思いますが、極力記入していただきますようお願いいたします。

正確な数字の記入が難しい場合は、約何日取得したかでも構いませんので、大まかな数値を記入してください。どうしても記入できない場合は、年休の回答欄を空欄とし、その旨を余白にメモ書きしてください。

#### J-2 令和5年度または令和5年の実績となっているが、1人1人入社した時期が異なります。1年の区切りがばらばらなのですが、どう計算したらよいですか。

途中からの入社の方も、1年間の実績に含めてください。

#### J-3 年次有給休暇付与対象者数にはパート・アルバイトも含まれますか。

パート・アルバイトは、年次有給休暇付与対象者数に含まれます。

#### J-4 付与日数の合計とは。

昨年度1年間に、従業員一人に対し付与された年次有給休暇日数の、全従業員分の合計日数のことです。繰り越し分は除きます。

## K. 育児休業について

#### K-1 育児休業の対象者とは。

原則1歳に満たない子（養子）を養育している、又は過去1年間に出産（配偶者が出産）した従業員が対象となります。

## L. 正社員について

### L-1 「正社員」の定義を教えてください。

常用労働者のうち、調査対象事業所において「正社員・正職員」とする者のことです。(参照：厚生労働省 HP雇用均等基本調査 用語の解説)

一般的には期間の定めのない労働契約で事業所に雇われ、その事業所の就業規則で定められた所定労働時間の上限（フルタイム）まで労働する者の事をいいます。(参照：ウィキペディア)

## M. 若年者について

### M-1 「若年者」とは実際何歳のことですか。

この調査では20歳代～40歳代までを「若年者」としています。

## N. 締め切りについて

### N-1 提出期限を過ぎていますが、まだ受け付けてもらえますか。

7月末を過ぎている場合は、雇用労働政策課（082-513-3465）まで連絡の上、期限について確認をお願いします。

### N-2 個々の事業所への問い合わせ等が必要なので、6/19までに提出できません。

集計作業等の関係がありますので、遅くとも7月中に提出をお願いします。

## O. その他

### O-1 回答欄が小さすぎて、記述できません。

余白に記入いただくか別紙を使うなどしてください。また、どの質問項目の回答かわかるようにしておいてください。